

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月13日

奈良県公安委員会

委員長 飯 降 政 彦

奈良県公安委員会規則第1号

銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則の一部を改正する規則
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年5月奈良県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。